

ヤスクニ・社会問題委員会ニュース

2018年8月15日

発行 日本キリスト教会北海道中会ヤスクニ・社会問題委員会

<巻頭言> 今年の委員会

渡辺 輝夫

20世紀最大のプロテスタント・改革派の神学者といわれるカール・バルト、かれが主たる起草者となり、ドイツ教会闘争の口火をきることになるあまりにも有名なバルメン宣言（1934年）。

第一テーゼ「聖書においてわれわれに証しされているイエス・キリストは、われわれが聞くべき、またわれわれが生と死において信頼し服従すべき神の唯一の御言葉である」。

第二テーゼ「イエス・キリストは、われわれのすべての罪の赦しについての神の慰めであるのと同様に、またそれと同じ厳粛さをもって、彼は、われわれの全生活にたいする神の力ある要求でもある」。

ここに、わたしたちヤスクニ・社会問題委員会のよって立つ指針が提示されているようにわたしは思います。それを《縦軸と横軸》で考えてみましょう。

① 縦軸

イエスの主権をあらわにする取り組み。

原始教会のもっとも簡素な信仰告白《イエスは主なり》（Iコリント12:3）

これが、今日の教会にとって具体的にはなんでしょう。来年（2019年）には現平成天皇からの代替わりがおこなわれます。教会そしてキリスト者はこれと無関係なのでしょうか、日本国憲法下でのまるで自明のように受容している「象徴天皇制」の実態を過去から現在にかけて、もう一度検証し、その問題を鮮明にしながらわたしたちのあ

り方を色々な機会を通じて問いつづけたいと考えています（報告1参照）。

② 横軸

バルメン第二項は語ります。「彼は、われわれの全生活にたいする神の力ある要求…」読み落とすことなかれ、「全生活」です。社会で起こる事象すべてが、イエスの主権のもとにあるとするならば、それはまた教会そして委員会の課題だということでしょう。わたしたちの中には、これは教会の問題、あれは政治の事柄という二分化が深く浸透してはいないでしょうか。

そうはいつてもわたしたちの委員会はいまにも弱体、できることは限られています。その中で、今年度なんとか取り上げたいと願っているのは、数年来準備してきた性的少数者、LGBTの課題です。それは、見えない課題を可視化することであり、声をあげることのできない人々の声に寄り添い、逆に学ぶということでもあります。無論、時代のブームに追随するのではなく、しっかり聖書のメッセージを今日の状況において、イエスの福音にふさわしく読み取っていくという、新しい、しかしこころ踊るようなチャレンジをしてみたいと思うのです（特別報告2参照）。

委員会が答えをもっているわけではありません。みなさんの声に聞きつつ、双方向で歩みたいと願っています。どうぞ関心を寄せてくださり、時に鋭く問い、また共に歩むそんな仲間となってくださいませようお願いいたします。

（夕張伝道所牧師／中会ヤスクニ・社会問題委員長）

<報告1>

谷内由紀江

ヤスクニ・社会問題委員会公開学習会

「象徴」天皇制を考える

～「神聖」の遺産と大衆化の狭間で～

講師：吉馴明子氏

(恵泉女学園大学名誉教授)

去る7月16日、海の日。

戦争・天皇制・キリスト教をテーマに研究を続けてこられた吉馴明子先生を東京よりお招きし、83名の参加者を迎え、札幌琴似教会に於いて講演会が開かれました。

来年の平成天皇の代替わりを通して、日本国憲法の象徴天皇制をどうとらえるのか、教会にとって無関係なのかどうかを掘り起こし、自覚ある教会人としてどう日々を生きるのか考えたいとの、委員長の言葉がありました。

戦後70余年の間に、象徴天皇の意味合いがどんどん変わってきている。

天皇は国事行為だけの筈であったが、最近では、国家の基軸とされた戦前の天皇に劣らぬ影響力をもっているかの様である。

このような風潮の問題点と、どこにくさびを打ち込めばこの風潮をとめることができるのか考えたい。

まずもって「象徴」とは何か。なんの機能も表さない。ただ儀礼的、修飾的な天皇にすぎない。昭和天皇の姿は、戦時下をくぐり抜けてきた人々に、どうしても戦争の日々を思い起こさずにはいられない「姿」だった。それは戦後、日本の行方の指針となる日本国憲法の三原則、「国民主権」「平和主義」「基本的人権」とは食い違う「姿」だったと言わざるを得ない。このような昭和天皇と比較するまでもなく、平成の明仁天皇は戦後再出発した新しい日本の象徴に相応しい姿をしていると見える。だからと



言って、まるで平和憲法下の日本のお手本のよう「姿」を国民に示すことが、「象徴天皇」の役割なのかはきちんと考えなければならない。ここで重要なのは象徴の意味自体よりも国民統合の象徴としての役割である。人間としての天皇を中核とすることで、日本国民統合の中心的役割を担わせる形での象徴天皇論につながっていく。

被災地で膝をついて被災者と触れる明仁天皇の姿は、国民に寄り添い、心を交わし得る国民統合の象徴である天皇の姿を現すと言える。

この在り方の、模索と努力のかなたには儒教的な聖人政治を見ることが出来、しかも聖人は、表面的な経済発展と対外危機を宣伝する政治の現状を、忙しい公務のベールで覆い、「美しい日本」という幻想を国民に与える助けとなっていないだろうか。

質疑応答の最後に、加藤正勝牧師のことがありました。

「被災者に優しく微笑み、膝をついて寄り添うその顔の裏にあるものを見逃してはならない」

或るかたが言いました。「昭和天皇は紛れもなく侵略戦争の犯罪者＝戦争責任者でしたが、平成天皇の存在と問題点はかなり複雑になり、深刻な問題を孕んでおり、その体

制的・政治的・文化的な役割が極めて見えにくくなっています。彼らはボランティア活動ではなく、あくまでも天皇としての上からの立場の慰問訪問です。勿論そこには『大衆的な天皇・民主的な天皇・国民に寄り添う天皇・優しい天皇等々』のイメージ作りもあるだろうし、『有難い存在』としての、誰にも疑問を疑わせない、天皇制度定着という目的が存在します。

日本は天皇の代替わりでしばらくは、天皇制度肯定讚美のマスメディアの嵐が吹きまくることでしょう。あらゆる角度から考察して、たくさんの関係の人々を掘り起こしていくことが大切です。」

テレビのニュース等を見て、なんだか有難くなってしまふ自分が居ましたが、この講演を機に、表面だけではなく、一歩退いて真実がどこにあるのかを考えたいと思った次第です。

(札幌白石教会長老

/中会ヤスクニ・社会問題委員)

日本国憲法 〔第1条〕 天皇は日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつてこの地位は主権の存する日本国民の総意に基づく。



<報告2>

加藤 正勝

第37回政教分離を守る北海道集会

『憲法と信教の自由、政教分離』

講師：木村草太氏

(首都大学東京教授)

2018年6月5日旭川トーヨーホテルで開催された。参加者350名。

テレビ「報道ステーション」のコメンテーターや、各種の討論番組や著書で、実に明快に、現政権の政策に、歯に衣着せぬ語り口で知られる若き憲法学者の話を知ろうと、例年の倍の聴衆が集まった。

憲法が保障する信教の自由と政教分離がどのようなものであるか

憲法20条において①信教の自由、②国家と宗教の分離が認められている。

明治憲法下でも①は認められていたが、②は認められていなかった。

一、1、「宗教の概念」とは何か。検証不能な事実認識の体系、それに基づく規範の体系である。信じる、信じないは個人で異なる。強制的に信じ込ませることもやめさせることも出来ない。宗教の存在は人に襲い来るもの(死など)に対してある種の幸福、安心、指針を与える。

宗教は人間の行動をコントロールする。信じがたい力や行動を引き起こす。

2、国家と宗教の関係

①国家が宗教を利用し、介入するインセンティブと②宗教が国家を利用しようとするインセンティブの両面がある。(※インセンティブ=意欲向上や目的達成のための刺激策、内的欲求を刺激し引き出す誘因) 国家が戦争において靖国神社(宗教)を利用した歴史的事実から目をそらしてはいけない。こうした中で、個人の信教の自由を確

保するためには、憲法で信教の自由を保障し、国家が宗教を利用することを止めなければならない。

二 日本国憲法 20条 ①信教の自由
i 内心の自由 ii 礼拝の自由（儀式、生活の保障） iii 結社の自由が認められている。
信教、表現、精神的自由は商業活動などより2倍の厳格さが求められる。

②政教分離 国家は宗教活動をしてはならない。理由は i 信教の自由の間接保障、（信教の自由の確保） ii 宗教の自立確保：国家の宗教介入の防止、（国家から宗教を守る） iii 国家の世俗性の確保（宗教から国家を守る）。戦争時の国家と靖国神社癒着や弾圧の反省から、国家と宗教の分離は他国よりも厳格。

次にこれまでの政教分離の訴訟を取り上げ、「津地鎮祭事件」「神戸高専事件」「自衛官合祀」「愛媛玉ぐし料事件」「空知太神社事件」の判決と評価を明快に語った。会場での録音が許可されなかったので、後日主催者からの報告「」内のものを引用して講師のまとめとしたい。

「このような形で日本の政教分離は実践してきている。大事なことはこうした判決を見た上で政教分離というのが我々の信教の自由の間接保障のためにどのような意義を果たしているかだと思う。いずれにしてもこれまでの判決で政教分離の筋はある程度できていると思っている。しかし、自衛官合祀訴訟のような判決を見ると、いまだに国家が宗教を利用しようとするインセンティブは衰えていないということが分かるし、愛媛訴訟の時の最高裁長官自らが「靖国神社に参拝することは国民の義務である」と宣言するという状況を見ると、政教分離原則の持つ価値、意義というものを我々は認識をし、そしてこれを適切に運用してい

くということが必要である。」（滝川教会牧師／中会ヤスクニ・社会問題委員）

潜入レポート（2018. 6. 5） 「北海道護国神社慰霊大祭」

「政教分離を守る北海道集会」が開催されるようになって今年で37回目。なぜ、旭川で。その実態を調査すべく6月5日、委員の加藤正勝牧師と北海道護国神社（花咲町）に入った。毎年この日を前後して明治三五年（マ）から北海道・樺太にゆかりのある「国事殉難者」及び戦没者たちの慰霊大祭が執り行われている。以前に比べ遺族席が閑散とし、熱気は冷えているとは加藤牧師談。加藤牧師は外の修祓（しゅうばつ）式（*1）の様子をビデオに、わたしは司式する宮司の語りを録音するというふうに分けて事態の推移を見守る。



↑慰霊大祭の前に、天皇の幣帛料のお祓い(修祓式)を行う。

*

式が始まる前から雅楽の音が響き、司式の宮司によってこの大祭の意図が厳かに(?)物語られる。以下「」は司式者の語り。

「平成天皇・皇后両陛下は国民に寄り添い、国民の幸せを願う皇室のあり方を考え、その思いをもって各種災害に傷ついた国民の励ましを行ってきた。それが戦没者への慰霊と祈りの旅である。これは昭和天皇の思

いを継承している。そんな両陛下と共にみたさまの前で慰霊大祭を始める」

第一鼓(太鼓と花火)によって午前10時、祭りの始まりが告げられる。

「今年は明治維新150年、北海道・開道150年の記念すべき年。心静かに歴史を振り返り…。これは、先人たちの魂の血と汗と涙のおかげ。靖国の神々のおかげ。それを思い、将来の発展を深く思い、英霊に捧げるたむけとしたい」

第二鼓と共に、雅楽の音によって。

「天皇のあつきみこころの幣帛料を先頭に、塩野谷宮司以下参進。明治維新から日清・日露、大東亜にいたる国事殉難者63156柱を慰霊する儀式始まる。今、戦後73年のへだたりを経てご英霊よみがえる」

この幣帛(へいはく)料(*2)を清める神事・修祓式が祭りの前に、門の外で30分近く執り行われていたのである。加藤牧師はそれをビデオにおさめた(貸出可)。



↑天皇の幣帛料を先頭に慰霊大祭式場へ

つづいて語られる「日本の平和の礎となった戦没者に感謝と敬慕の情を忘れてはならない。護国の神になられたみたまを忘れるとき、道義はすたれ、連帯感は薄れ、民族滅亡へ向かうであろう」

第三鼓 「靖国の神」の奉唱と共に、司式

者「全道民のまごころのこめられた海の幸、山の幸、ふるさとのかおりただようご神饌(*3)をみ社にまつられた神々63156柱に供える」。さらに「これより宮司畏くも、天皇陛下の厚き思し召しを永くつたえる幣帛料を御前に捧げる」と告げ、天皇幣帛料、さらに、靖国神社・神社本庁幣帛料そして北海道連合遺族会はじめ戦友会や全道市町村遺族会の祭祀料が次々と捧げられていく。そして、祝詞の奏上「明治の代より、日清・日露、満州・支那から大東亜に至るまでのもののふ、国を守る神、…守りたまえとかしこみ申す」祭りのクライマックスである。



↑最も高い所に居並び自衛隊幹部

それから玉串の奉納が奉納者の名が呼びあげられるなか延々と続く。遺族会関係者は当然のことながら、次は陸上自衛隊北部方面総監、〃第二師団長、衆議院議員、全国護国神社会、神道政治連盟、道議会議員、日本会議、各町村長、そして、生長の家、立正佼成会、キリストの幕屋という宗教団体。もうこの頃は、遺族は三々五々帰途につき始めているのだが。最後に電文披露、主催者宮司の挨拶。第四鼓の終了の合図と共に、「63156柱、とわにこの社の奥深く静まった」と宣言され、祭りは終了。この間2時間弱。



↑ 『明治戊辰の役より大東亜戦争に至る北海道、樺太関係の国事殉難者を祀る北海道護國神社』のホームページより、「慰霊大祭」の様子

*

一体、これは何か。もう説明するまでもないであろう。政教癒着の生々しい実態が毎年ここで繰り広げられているのだ。戦没者を「英霊」とし、天皇、神社庁、自衛隊、行政関係、現政権を下支えしている日本会議関係団体へと末広がりを見せる姿を目の当たりにすることができる。以下私見。

i 近現代の歴史をどのような視点からとらえるのか。ここには、「開拓」の苦労と犠牲になったものたちの歴史、明治以降の近代戦争犠牲者としての榮譽は物語られても先住民族アイヌの存在、侵略していった相手側の朝鮮・中国はじめアジアの幾多の民衆の存在は視野から全く消えている

ii 今日の平和と繁栄は戦没者の犠牲の上になりたっているという論理で死を意味づけている。「犠牲のシステム」(高橋哲哉)

iii こうして、遺族の悲しみを浄化させる巧妙な擬似宗教が展開されているといえる。

「感情の錬金術」(〃)

本来、政治が果たすべき課題を宗教(擬似!)によって解消させようとする欺瞞性をここに見出すことができるであろう。その意味でも政教分離を提唱つづけてこられた方々の労苦に深く敬意を覚えるものであ

る。

しかし、このような報告をしながら、わたしには深い悲しみと無力感がある。この例大祭参加者の中に、郷里の年老いた両親の姿を見ないわけにはいかないから。皇居、靖國神社に行けて冥土の土産になったとかつて語り、いまだそのヤスクニの呪縛から解放されていないのだ。課題の重さにたじろがざるを得ない(渡辺輝夫)。

*1 いわゆる神道における捧げものをお祓いする神事

*2 神に奉獻する神饌以外の金銭

*3 米・酒・海山の幸などの捧げもの

◎4頁・5頁の写真は加藤正勝牧師の提供による。

◎タイトルに「潜入レポート」とありますが、慰霊大祭は一般に公開されています。

<報告3>

稲生義裕

日中戦争の戦端、盧溝橋事件(1937年7月7日)から81年～

第33回7・7平和集会

聞いたところを、筆者なりに要約する。

(1) 特別報告①『道徳の教科で現場は今』

報告者：平井敦子氏（子どもと教科書北海道ネット21、札幌市中学社会科教諭）

もともと平井氏の報告からは、「道徳の教科化」によって生じる現場教師の苦慮、また教科書が基本的人権をどう取り扱っているのか、愛国心を国家主義と混同させてはいないか等を伺うつもりでいた。ところが現場の教師には、「教科化」を問う時間さえ与えられていないという。更に現場教師は、いわばトップダウンという方式に慣らされた世代に交代しつつあり、「教え子を再び戦場に送るまい」とする固い決意のものに、「道徳」に対峙してきた教師は減ってきた。更に今年、これまで学校に届けられていた教科書が展示会に出かけて行かねば見ることが出来ないというシステム変更があった。そのため多忙な教師は予め教材に触れる機会さえ、事実上制限されるようになった。「道徳の教科化」を問う環境それ自体が、教育現場から失われている。平井氏の報告からは、教育現場の深刻すぎる問題が伝えられた。

(2) 主題講演報告

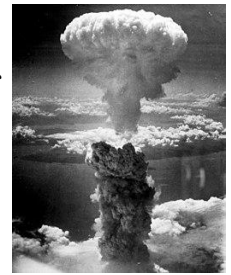
講演『憲法と民主主義の危機を乗り越える』

山口二郎氏（法政大学教授）

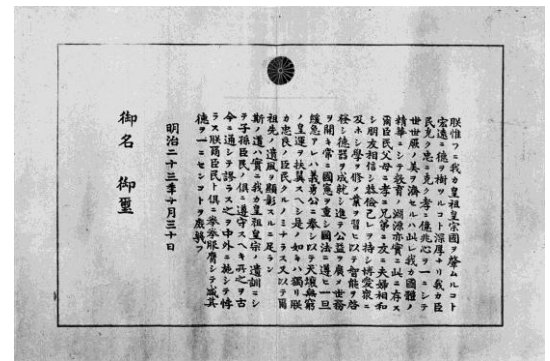
〈戦後の出発点〉

・「ポツダム宣言」(1945年7月26日)の受諾の逡巡が、8月6日広島への原爆投下、8日ソ連の対日宣戦布告、9日長崎への原爆投下を招いた。受諾の迷いはひとえに、国体護持（天皇制存続）への執着にあった。戦

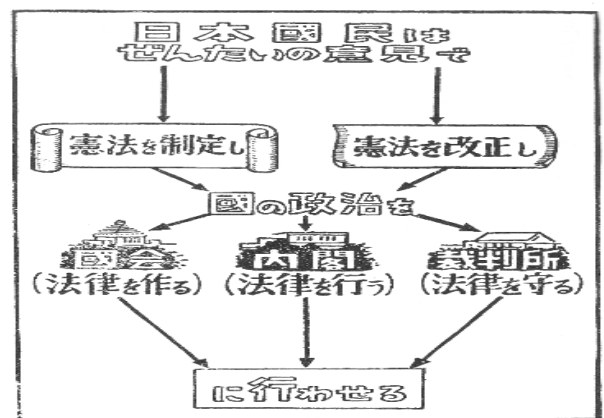
後の日本を考える座標軸は、アジア太平洋戦争を侵略戦争と見るか自衛戦争と見るか、敗戦を解放と取るか屈辱と取るかにある。



・1947年の日本国憲法施行があるものの、「象徴」天皇制は存続し、戦前・戦中の政治家が生き残るなど、戦前と戦後の政治は断絶ではなく、あいまいな連続性のうちにある。敗戦から1960年までの15年間に、すでに「アメリカによる押し付け憲法の改憲・再軍備」と「平和憲法の護憲・非武装」という二つの勢力の綱引きがあった。この時代は、戦争の悲惨を目の当たりに知る世代が「護憲」を唱え「教育勅語の復活」を阻んできた。



↑ 「教育二関スル勅語（教育勅語）」1890（明治23）年発布。前年の大日本帝国憲法発布を受けて、この年第1回帝国議会召集。4年後1894年には日清戦争に突入。ちなみに名称を「日本基督教会」として信仰告白を制定したのも1890年。〔編集者注〕



↑ 「新しい憲法のはなし」より

〈1960年から〉

・そして1960年。大きな運動となった60年安保反対闘争は、日米安全保障条約の破棄こそ実現しなかった(強行採決)ものの、「安保改定を改憲の一里塚」とした岸信介首相を退陣へと追いやった。これは“市民革命”と言ってもよい。



↑安保条約破棄・岸退陣を求めて国会議事堂を包囲する人々 (1960年6月18日)

・ここに戦後日本のある種の安定的な時期が到来した。その特徴は、①「改憲の棚上げ」と九条のもとにあって自衛隊の存在は認めるものの「専守防衛に限る」「集団的自衛権の否定」の歯止めを持つ“解釈改憲”。

・1960年からおよそ1990年頃までの30年間は、戦後日本の一つのモデルがあった。その特徴は「軍事小国と対米追従」、比較的「平等な社会と豊かさの追求」の時代であり、「穏健な保守政治とブレーキ役としての革新勢力」が機能していた。日本的立憲主義が機能した時代とも言える。

・しかし1990年頃から、この戦後モデルに動揺が起こる。冷戦の終わり、国際環境の複雑化、バブル経済の崩壊と経済大国の終わり、人口減少社会における将来不安の高まりなどの不安定要素と戦争の悲惨を体験していない世代が主導する時代に。繰返される政界再編・政権交代の中で、1993年には外務大臣が慰安婦問題で謝罪をする「河野談話」、1994年には社会党委員長を総理に担ぎ上げる村山内閣の成立で社会党は安保反対・自衛隊違憲論を捨て、一方当時の自民党は、アジアの国々にあの戦争で多大な犠牲を強いたという歴史認識「村山談話」を共有した。

〈自民党右派の巻き返し〉

・ところが1995年新人議員となった安倍晋三周辺には、これに反発する議員が集まり、やがて岸の孫である安倍は改憲の象徴となる。政党外でも1997年極右の新宗教・文化人らの日本会議が結集される。小泉内閣は経済的に国民を傷つけたが、これに続く2012年安倍第2次内閣の以降の政治劣化の原因は、安倍の「自己愛」「幼児性」「事実と虚構の区別ができない反知性」「国家の私物化＝法支配の崩壊」にある。戦争は、政府が国民に嘘をつかなければできない。メディアが情報や事実を隠蔽(特にNHK)して、メディアと教育機関が国民の意識の画一化を進める時代が到来している。

・1990年代後半から始まる「改憲」勢力の攻勢と立憲政治・民主主義の劣化は、安倍政権において極まる。今や立法権と行政権は内閣において融合し、司法人事も内閣が握る。三権は分立せず一極集中している。唯一の歯止めは国民の意思表示による権力者の更迭。2019年の参院選では、改憲勢力の議席を少なくとも2/3以下に減らす市民の行動と野党統一候補の擁立が要となる。

(3) 特別報告②『歴史修正主義は許さない〜植村裁判判決へ〜』

報告者：植村 隆氏（元朝日新聞記者・韓国カトリック大学客員教授）に代わり七尾寿子氏（植村裁判を支える市民の会事務局長）による報告。

前日 7 月 6 日に行われた植村裁判の「結審の最終意見陳述」の様子が伝えられた。初めに伊藤誠一弁護士が、原告代理人の一人として立ち、12 回に亘る口頭弁論を通して、原告植村は、真摯な取材に基づいて「確認される限り、真実と殆ど同じ真実を伝える」というジャーナリズムの基本に則って、「女子挺身隊の名で戦場に連行され（た）…『朝鮮人従軍慰安婦』」の記事を書いたこと。一方、被告櫻井よしこは日本軍従軍慰安婦問題についてイデオロギーを共有するらしい研究者と面談したが、客観的資料に当たってこれを読み込むというジャーナリストとしての最も基本的な営為を怠ったことが明らかになった。しかも、被告は、当該記事を巡って原告・その家族や勤務先に危害を加えるとの脅迫・暴力的言辞が繰り返されていることを知りつつ、6 本もの論文によって原告の記事を「捏造」と決め付け、集中攻撃を続けた。被告の言論表現に公共性も公益性もないことは明らかである。自由であるべき言論空間は、何人に対しても開かれ、脅威に晒されないことで、民主主義は生命力を保ち続ける。

続いて、原告本人が立ち、「なぜ、当該記事を書いたのか」について語った。

高知の田舎町で、母一人子一人の家で育った。豊かな暮らしではなかった。小さい町でも、在日朝鮮人や被差別部落の人々への理不尽な差別があり、そんな中で「自分は立場の弱い側に立とう。決して差別する側に立たない」と決意した。その延長上に

慰安婦の取材があった。しかし、「捏造記者」と言われ、理不尽なバッシングにあい、日本での大学教員の道を奪われ、娘を殺すという脅迫状。北星学園大学には爆破や殺害の予告。強いストレスや恐怖の中で、自分を支えたのは「私は日本軍により連行され、『慰安婦』にされ人生そのものを奪われたのです」との金学順（キム・ハクスン）さんの陳述書の言葉であった。当時 17 歳であった金学順さんが数多くの日本軍兵士にレイプされる悪夢のような日々の苦しみに比べたら、私の受けたバッシングなど取るに足りない。負けるな、植村。私がああひどいバッシングを受けた際、私の娘は時の金学順さんと同じ 17 歳。『『国賊』植村の娘』として名指しされ、「地の果てまで追い詰めて殺す」とまで脅迫を受けたのに、あれから 4 年、娘の心は折れなかった。おかげで私も心折れず、闘い続けられた。娘に「有難う」と言いたい。娘を誇りに思っている。

被告櫻井よしこさんは、明らかに朝日新聞記者であった私だけをターゲットとして、事実をもってではなく、「思い込み」によって誹謗中傷したことが、この裁判を通して明らかになった。櫻井さんの言説が広がり、ネット世界で私への憎悪が増幅されたことも、また判明した。

*

7・7 平和集会に集う方々に、「負けるな！北星」に結集して下さった方々や多くの方々の力強い勇気ある支援に心からの感謝を申し上げます。（この日、植村さん本人は、母上の最期を看取る為に 7・7 集会を欠席なさった）

最後に、『第 33 回 7・7 平和集会声明』を拍手で採択して閉会。参加 188 名。

（札幌豊平教会牧師／中会ヤスクニ・社会問題委員）

<特別報告1>

薦 真

札幌北一条教会 教会と国家委員会 公開学習会<報告>

キリストの教会は原発をどう考えているか？
～「倫理」で原発をやめたドイツに学ぶ～

講師／小野 有五氏(北海道大学名誉教授・
北星学園大学元教授・行動する市民科
学者の会事務局長・カトリック小野幌教
会員)

2011年3月11日の東京電力福島第一原発の事故を受けて、ドイツでは3月15日に原発7基の運転停止を発表。3月22日には「安全なエネルギー供給のための倫理委員会」設置を発表。倫理委員会は5月28日に「2021年までに脱原発」と答申した。7月8日には連邦参議院が承認し、2022年までにすべての原発を停止させることとなった。



↑ 福島第一原発の3号機(左)と4号機(右)。3号機が、3月14日11時01分に核爆発を起こしたことは国際メディアでは周知の事実であるが、日本政府はこれを水素爆発とする。〔編集者注〕

なんとも素早い政治決断である。メルケル首相のリーダーシップが、良い結論を導き出したのだろう。倫理委員会のメンバー選定も大変バランスが良い。委員長2名は、元連邦環境相とドルトムント工科大学教授。委員は15名。政治家2、労組代表、学者(経済学、自然科学、地

球科学、哲学、社会学2、政治学)、経営者、ユネスコ、教会関係者3名と、さすがキリスト教国のドイツならではの。そして委員会のメンバーには原発の専門家や技術者は一人もいない。

それでは、なぜ「倫理」なのか？答申の結論には「自然に対して人間が特別な義務を負うのはキリスト教の伝統による」と明記されている。倫理委員会の結論のもとになった「倫理的立脚点」から「ドイツの脱原発、そして倫理」を引用する。『～核エネルギーの利用、その中止、それに代わるエネルギーの生産～これらについての決定の基礎となるのは社会による価値判断であって、これが技術的、経済的側面に先行する。将来のエネルギー供給と核エネルギーを倫理的に評価するにあたって、基本となるのは持続可能性と責任という概念である～』(訳; 桃山学院大学キリスト教論集)

ヨハン・ヨナス「責任という原理」(1979年)より…「持続性」への「責任」

『汝の行為のもたらす因果的結果が、地球上で真に人間の名に値する生命が永続することと折り合うように行為せよ。(後略)』

ウイリッヒ・ベック「世界リスク社会」(1986年)より「リスク最小化」の原則

「安全なエネルギー供給」についての考察は、社会の発展の基本問題と不可分である。技術的に可能なすべてが人間に許されるわけではない、との原則は核エネルギーの評価にあたってでも考慮しておかねばならない。ことに、技術のもたらす結果が「永久の重荷」としての性格を持つと予測される場合には、批判的な評価をすることが特段に重要である。(中略)リスクを純粋に技術的な側面に狭く矮小化してしまうのは、全体的な思考、包括的な比較考量に相応しいものではない。

講演を聞き、これらの示唆するところから、ドイツでは早くから原発にタガをかける思想があったと感じる。もちろん、日本にも警鐘を鳴らす

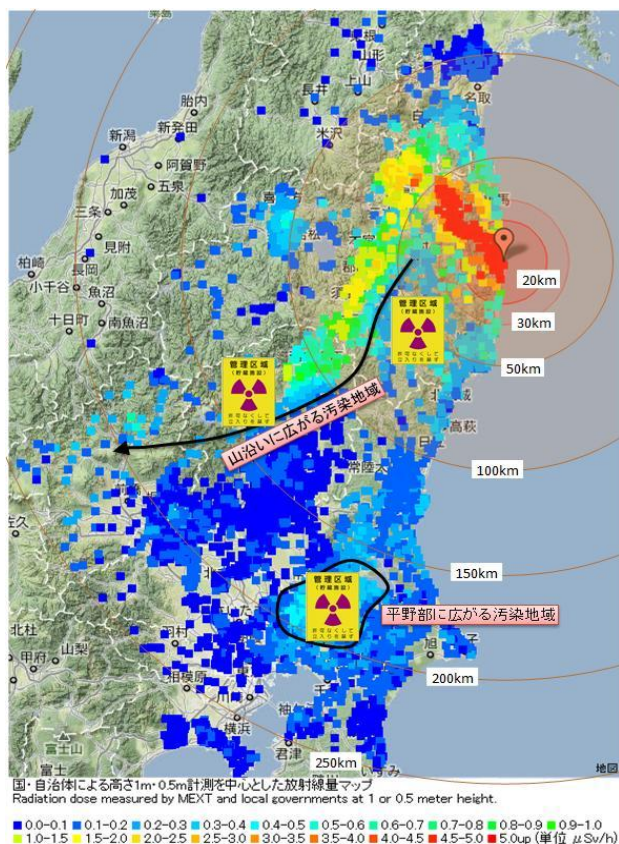
学者がいた。しかし、組織・社会はその学者を冷遇し続けた。311以降注目されたが、社会を変えるまでには至らないのが日本の現実であると改めて感じた。

後半には泊原発の立地の問題点を、ご専門の地質学から解説して頂いた。札幌から 60km にある原発で事故が起きると被害は免れられない。上空には西から東へ風が吹いているが、泊は北海道の西端にある。被害を最大化させる立地である…講演はまだ続くのだが、紙幅の関係で省略させていただく。

(札幌北一条教会長老)



↑ 遺伝子に損傷を与える放射能汚染
〔編集者の判断による掲載〕



↑ 国・自治体による高さ1m・0.5m計測を中心とした放射能線量マップ
〔編集者の判断による掲載〕

＜特別報告2＞

小池 静

“LGBT”

もう無知無理解ではいけない！

— 今、キリスト者の理解を —

昨今 LGBT (レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー) など性的少数者についてのニュースを聞いたりするのは珍しくはないが、依然として日本社会の LGBT が抱える課題に理解が深まっているようには思えない。それどころか、自民党の杉田議員の「生産性がない」発言で、いかに日本人が LGBT に対して無知無理解かということが露呈した。果たして私たちの教会はどうだろう。自分には無関係だと感じている人たちが少なくないのは否めない。私自身も数年前まで無関心で多少の偏見を持ちメディアで面白可笑しくいじられている特異な人々としてしか映っていなかった。旭川藤女子高等学校在職中、英語部の生徒がスピーチのテーマに LGBT を選び、差別で苦しんでいる人々のことを皆に知らせたいという気迫に押され、彼女の琴線に触れた Same Love (2014 年米国グラミー賞で受賞) の歌詞を聴いてみた。それは同性愛者の苦しみと悲しみを歌い、キング牧師らが黒人の平等と権利を求めた公民権運動の歴史と重ね合わせ、彼らの人権と尊厳を希求する闘いの歌であった。そして「愛は寛容であり、愛は情け深い」(コリント人への第一の手紙 13 章 4 節) の引用でその曲は終わっていた。その時初めて心が開かれたのを覚えている。

2016 年に北米からレズビアンカップルの両親を持つ留学生が私の学校にやってきたことをきっかけに、授業で LGBT 問題を議論する時間を作った。一部の大人同様、

LGBT カップルは自然の摂理に反し子供ができないという理由で反対する意見も少なくなかった。だが、議論に参加していた留学生の最後の言葉に生徒たちは目が開かれたようだ。“The world is moving towards equal rights for everyone. I hope it comes to Japan too. Open your mind and please treat LGBT people with respect.”

(世界は全ての人々のための平等な権利を求め前進している。日本もそうであってほしい。どうぞ心を開き敬意をもって LGBT の人々と接してください)。その言葉に押し出され私たちは LGBT friends を立ち上げ、札幌から当事者たちを招き旭川市民を巻き込んだワークショップを学校で開いた。カトリックの学校ゆえにチャレンジではあったが、「その人がゲイであっても神を求め信仰を持っているとしたら、私にその兄弟を裁く資格がどこにあるのか。ゲイたちが社会から排除されてはならない」とローマ法王が発言していたこともあり、幸い開催許可がでた。このユニークな女子高校生企画は話題となり、NHK 等メディアでも取り上げてくれたことで LGBT を身近な問題にする大きな成果を収めた。

調査結果によると LGBT に該当する人は全体の 7.6% (13 人に 1 人) に当たり、全道には性的少数者と呼ばれる人が 40 万人以上いることになる。LGBT の子どもを持ち、どう彼らと向き合っているのか悩み支援を求めている親たちが実際にいる。また、自分の性に違和感を抱えながらずっと自分を押し殺して生きている生徒達が身近にいる。

人の性別は、身体の性別、心の性別、どの性をもつ人を好きになるかという性的指向という 3 つの組み合わせからできていると言われている。様々な組み合わせが存在するが、現在の法律は、結婚は身体的な性別の男性と女性の異性間でのみしか認められていない。また、LGBT は自己肯定感が低く自死の傾向があるという分析もある。それは、社会にまだカミングアウトできる環境がなく孤独に苦しむざるをえないからだ。私たちの主なるイエス様は、誰一人排除することなく全ての人々の尊厳と権利を回復される方である。先ず、私たちの教会で当事者の話を聞き LGBT の課題に向き合う機会を作ることを切に願っている。

(旭川教会会員)

〔編集後記〕

憲法・天皇制・原発・そして LGBT と、この年、当委員会が特に視野に置こうとする取組みを収録。もちろん「沖縄の今」を忘れてはけません。編集最中の 8 月 8 日翁長雄志沖縄県知事の訃報に接したが、平和を求める者らの祈りは満天に響いている。〈報告 1〉の「7・16 公開学習会」報告が紙面上の都合で十分ではないので、講師のお許しを得て、関係教会には講演録を同封して送付することとしました。危険な暑さの夏でした。猛暑の中の前稿執筆に感謝をいたします。(Y・I 生)

編集のお手伝いをしました。ニュースの送り手になると、改めて読者の皆さんに是非読んで欲しいという気持ちが強くなります。ひとつひとつに力がこもっています。特に特別報告を寄稿して下さった、薦さん、小池さんに感謝。北海道の諸教会にはまだまだたくさん共有したい取り組みが隠れています。そこに光が当てられていくことを願っています。(T・W 生)

↓ 虹色をシンボルに「性」の多様性を表現

